議案第65号

南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月30日提出

南あわじ市条例第号

南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和2年南あわじ市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術を活用した」を「情報通信技術(デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。)を活用した」に改める。

第11条中「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態」に改め、「地理的な制約」の次に「、経済的な状況」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

現 改正案

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情 第1条 この条例は、情報通信技術(デジタル社会形成基本法(令和3 報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会 における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手 続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る 関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済 活動の更なる円滑化を図り、もって市民生活の向上及び地域経済の健 全な発展に寄与することを目的とする。

第2条~第10条 略

第11条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全て | の者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用の ための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の 援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者 の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地 理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力 又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ず るものとする。

第12条・第13条 略

(目的)

年法律第35号)第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。) を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術 の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情 報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事 項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運 営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、も って市民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目 的とする。

備考

第2条~第10条 略

第11条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全て の者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用の ための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の 援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者 の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、障害の有無等の心 身の状態、地理的な制約、経済的な状況その他の要因に基づく情報通 信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図 るために必要な施策を講ずるものとする。

第12条・第13条 略

議案第66号

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月30日提出

南あわじ市条例第 号

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例(平成17年南あわじ市条例第77号)の一部を次のように改正する。

別表の1 屋内運動場の表中倭文中学校の項を削り、同表の4 運動場の表中倭文中学校の項を削る。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

南あわじ市立学校施設の開放に関する条例新旧対照表

表 (第 8 条関係) 別表 (第 8 条関係) 1 屋内運動場 1 屋内運動場 学校名 基本使用料 照明設備使用料	現				改 正 案		備考
学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~阿万小学校 略 倭文小学校~阿万小学校 略 倭文中学校 200円 300円 西淡中学校 200円 300円 三原中学校~沼島中学校 略 三原中学校~沼島中学校 略 2 武道場 路 略 3 錬成場 略 4 運動場 学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 優文小学校~沼島小学校 略 優文小学校~沼島小学校 略 倭文小学校~沼島小学校 略 西淡中学校 200円 1,000円	表(第8条関係)			別表(第8条関係)			
倭文小学校~阿万小学校 略 倭文中学校 200円 300円 西淡中学校 200円 300円 三原中学校~沼島中学校 略 2 武道場 略 2 武道場 路 8 4 運動場 8 学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 2 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 2 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 2 基本使用料 原明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 2 西淡中学校 200円 1,000円	1 屋内運動場			1 屋内運動場			
倭文中学校 200円 300円 西淡中学校 200円 300円 三原中学校~沼島中学校 略 三原中学校~沼島中学校 略 2 武道場 監 略 3 鍊成場 略 3 鍊成場 格 4 運動場 學校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 一 一 西淡中学校 200円 二 西淡中学校 200円 1,000円 西淡中学校 200円 1,000円	学校名	基本使用料	照明設備使用料	学校名	基本使用料	照明設備使用料	
西淡中学校 200円 300円 三原中学校~沼島中学校 略 三原中学校~沼島中学校 略 2 武道場 監道場 略 3 錬成場 略 3 錬成場 略 4 運動場 学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 (倭文小学校~沼島小学校 略 西淡中学校 200円 二 西淡中学校 200円 1,000円 西淡中学校 200円 1,000円	倭文小学校~阿万小	学校 略		倭文小学校~阿万小	学校 略		
三原中学校~沼島中学校 略 2 武道場 略 3 錬成場 略 4 運動場 学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 倭文中学校 200円 — 西淡中学校 200円 — 西淡中学校 200円 — 西淡中学校 200円 1,000円 西淡中学校 200円 1,000円	<u>倭文中学校</u>	200円	300円				
2 武道場 2 武道場 略 8 3 錬成場 8 略 8 4 運動場 4 運動場 学校名 基本使用料 展明設備使用料 学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 6 歴文中学校 200円 上 西淡中学校 200円 1,000円 西淡中学校 200円 1,000円	西淡中学校	200円	300円	西淡中学校	200円	300円	
略 3 錬成場 略 8 4 運動場 8 学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 8 佐文中学校 200円 西淡中学校 200円 1,000円	三原中学校~沼島中	学校 略		三原中学校~沼島中	学校略		
3 錬成場 3 錬成場 略 4 運動場 学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 学校名 基本使用料 照明設備使用料 原列設備使用料 係文小学校~沼島小学校 略 極文中学校 200円 二 で淡中学校 200円 1,000円 一 西淡中学校 200円 1,000円	2 武道場		2 武道場				
略 略 4 運動場 4 運動場 学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 一 極文中学校 200円 西淡中学校 200円 1,000円	略		略				
4 運動場 4 運動場 学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 優文小学校~沼島小学校 略 西淡中学校 200円 — 西淡中学校 200円 1,000円 西淡中学校 200円 1,000円	3 錬成場			3 錬成場			
学校名 基本使用料 照明設備使用料 倭文小学校~沼島小学校 略 優文小学校~沼島小学校 略 西淡中学校 200円 二 西淡中学校 200円 1,000円 一 学校名 基本使用料 照明設備使用料 優文小学校~沼島小学校 略 西淡中学校 200円 1,000円	略			略			
倭文小学校~沼島小学校 略 優文小学校~沼島小学校 略 倭文中学校 200円 西淡中学校 200円 1,000円 西淡中学校 200円 1,000円	4 運動場			4 運動場			
倭文中学校 200円 三 西淡中学校 200円 1,000円 西淡中学校 200円 1,000円	<u>学校名</u>	基本使用料	照明設備使用料	<u>学校名</u>	基本使用料	照明設備使用料	
西淡中学校 200円 1,000円 西淡中学校 200円 1,000円	倭文小学校~沼島小	学校 略		倭文小学校~沼島小	学校 略		
	<u>倭文中学校</u>	200円	_		T		
三原中学校~沼島中学校 略 三原中学校~沼島中学校 略	西淡中学校	200円	1,000円	西淡中学校	200円	1,000円	
	三原中学校~沼島中	学校 略		三原中学校~沼島中	学校略		
備考略	備考 略			備考 略			
	ם יי עי מו			ин · У - МЦ			

議案第67号

南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適 用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定について

南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固 定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月30日提出

南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適 用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する市町村計画(以下「市町村計画」という。)に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、市において市町村計画に振興すべき業種として定めた製造業、旅館業(下宿営業を除く。)、農林水産物等販売業(法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。)、情報サービス業、インターネット付随サービス業又は通信販売及び市場調査の用に供する設備の取得等(法第23条に規定する取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあっては新設又は増設に限る。)をいう。)をした者について、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき固定資産税の課税を免除することによって、市内産業の活性化を図ることを目的とする。

(固定資産税の課税免除)

- 第2条 市長は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第3号に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以降において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税を免除することができる。
- 2 前項の規定により固定資産税の課税を免除することができる期間は、当該 固定資産税を最初に課税すべきこととなる年度以降3箇年度とする。

(課税免除の申請)

- 第3条 前条第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、 毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提 出しなければならない。
 - (1) 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称
 - (2) 当該固定資産の所在地、取得価額及び取得年月日
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (課税免除の決定)
- 第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に 係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、固定資産税の課税 免除の可否を決定しなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により固定資産税の課税免除を 受けた者又は納期限の到来した市税を完納しない者が固定資産税の課税免除 を受けた場合においては、その者に係る課税免除を取り消すものとする。

(課税免除の承継)

第6条 市長は、固定資産税の課税免除を受けている者に相続、合併等の理由 により変更が生じたときは、対象施設において事業が継続される場合に限り、 承継者からの届出により当該課税免除の承継をさせることができる。

(報告及び調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、固定資産税の課税免除を受けた 者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は当該職員に調査をさせ ることができる。

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年南あわじ市条例第70号)若しくは南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成20年南あわじ市条例第44号)の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるもの又は南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28年南あわじ市条例第17号)の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けるものについては、適用しない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。 (南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する 条例の一部改正)
- 2 南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する 条例(平成17年南あわじ市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第8条中「南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税 免除に関する条例(平成20年南あわじ市条例第44号)」の次に「若しくは南 あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定 資産税の課税免除に関する条例(令和3年南あわじ市条例第●号)」を加える。 (南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関す る条例の一部改正)

3 南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成20年南あわじ市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第8条中「南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年南あわじ市条例第70号)」の次に「若しくは南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年南あわじ市条例第●号)」を加える。(南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)

4 南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28年南あわじ市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第9条中「又は南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の 課税免除に関する条例(平成20年南あわじ市条例第44号)」を「、南あわじ 市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例(平 成20年南あわじ市条例第44号)又は南あわじ市過疎地域の持続的発展の支 援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年南あわじ市条例第●号)」に改める。

南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表(附則第2項関係)

現 行	改 正 案	備考
第1条~第7条 略	第1条~第7条 略	
(適用除外)	(適用除外)	
第8条 この条例の規定は、南あわじ市地域経済牽引事業の促進のた	第8条 この条例の規定は、南あわじ市地域経済牽引事業の促進のた	
めの固定資産税の課税免除に関する条例(平成20年南あわじ市条例	めの固定資産税の課税免除に関する条例(平成20年南あわじ市条例	
第44号)の規定による固定資産税の課税免除又は南あわじ市地方活	第44号) <u>若しくは南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する</u>	
力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28	特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(令和	
年南あわじ市条例第17号)の規定による固定資産税の不均一課税の	3年南あわじ市条例第●号)の規定による固定資産税の課税免除又	
適用を受けるものについては、適用しない。	は南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に	
	関する条例(平成28年南あわじ市条例第17号)の規定による固定資	
	産税の不均一課税の適用を受けるものについては、適用しない。	
第9条 略	第9条 略	

南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表(附則第3項関係)

現 行	改 正 案	備考
第1条~第7条 略	第1条~第7条 略	
(適用除外)	(適用除外)	
第8条 この条例の規定は、南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年南あわじ市条例第70号)の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるもの又は南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28年南あわじ市条例第17号)の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けるものについては、適用しない。	第8条 この条例の規定は、南あわじ市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年南あわじ市条例第70号)若しくは南あわじ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年南あわじ市条例第●号)の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるもの又は南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28年南あわじ市条例第17号)の規	
第9条 略	定による固定資産税の不均一課税の適用を受けるものについては、 適用しない。 第9条 略	

南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表(附則第4項関係)

現 行	改正案	備考
第1条~第8条 略	第1条~第8条 略	
(適用除外)	(適用除外)	
第9条 この条例の規定は、南あわじ市離島振興対策実施地域におけ	第9条 この条例の規定は、南あわじ市離島振興対策実施地域におけ	
る固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年南あわじ市条例第7	る固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年南あわじ市条例第7	
0号) 又は南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の	0号)、南あわじ市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課	
課税免除に関する条例(平成20年南あわじ市条例第44号)の規定に	税免除に関する条例(平成20年南あわじ市条例第44号)又は南あわ	
よる固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用し	じ市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う	
ない。	固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年南あわじ市条例第●	
	<u>号)</u> の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについ	
	ては、適用しない。	
第10条 略	第10条 略	

議案第68号

兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部を変更する規約

兵庫県市町交通災害共済組合規約(昭和43年兵庫県指令地第1419号許可) の一部を次のように変更する。

第13条の次に次の1条を加える。

(解散した場合の事務の承継及び決算審査)

- 第14条 組合が解散した場合においては、佐用町がその事務を承継する。
- 2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、佐用町の 監査委員が審査を行い、その意見を付けて佐用町の議会の認定に付すものと する。

附則

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

兵庫県市町交通災害共済組合規約新旧対照表

現 行	改 正 案	備考
第1条~第13条 略	第1条~第13条 略	